# 第68号議案

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の 一部改正について

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号)の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の 一部を改正する規則

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」の一部改正について

「滋賀県教育委員会表彰規則」の一部改正について

「滋賀県教育財産管理規則」の一部改正について

「滋賀県青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等を廃止する規則」の制定について

「滋賀県教育委員会事務局非常警備規程」の一部改正について

「滋賀県同和教育推進本部設置規程」の一部改正について

### 1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)(以下「地教行法」という。)第 23 条第 1 項の規定に基づき、これまで教育委員会が管理し、および執行していた教育に関する事務のうち、以下の事務について、知事が管理および執行することとなったため、教育委員会所管の関係規則・訓令の改正、廃止をするもの。

(地教行法第23条第1項 職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、 条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務 のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。 ※平成28年度に移管済み
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 四 文化財の保護に関すること。

## 2 知事部局へ移管する事務

- (1) 文化財の保護に関すること (第4号)
- ・文化財保護法および地教行法の改正(H31.4.1 施行)により、知事部局への移管が可能となり今回、移管する(文化財保護課を知事部局へ移管。)。

- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)(第3号)
- ・文化に関する事務は、既に平成9年度に県の組織改正により、文化芸術課が教育委員会事務局から知事部局にうつり、事務委任等により主に知事部局で事務を行っているところであるが、今回、文化財保護の知事部局への移管を機に、事務の実態にあわせ条例とともに整理を行う。(条例は知事部局にて改正)
- (3)特定社会教育機関(図書館、博物館、公民館その他社会教育機関)に関すること(第1号)
- ・地教行法の改正(R1.6.7 施行)に伴い、知事部局への移管が可能となった。
- ・本県が設置する特定社会教育機関のうち、以下①~⑤については、管理・運営など実質的な業務を事務委任により知事部局で執行しているところであり、実態に合わせ移管する。
- ・⑥については、今般の「文化財の保護に関すること」の知事部局への移管に伴い移管する。
- ・以下、⑦⑧については、学校教育や生涯学習と密接に関わる施設であることから、<u>引き続き教育委員会において管理・執行するものとする。</u>

### 【特定社会教育機関一覧】

該当機関名	R1		R2
	事務の権限	事務の執行権限	事務の権限
①近代美術館		文化スポーツ部 (事務委任)	知事 (文化スポーツ部)
②希望ヶ丘野外活動センター	教育委員会		
③青少年宿泊研修所			
④琵琶湖博物館		琵琶湖環境部 (事務委任)	知事 (琵琶湖環境部)
⑤男女共同参画センター		商工観光労働部 (事務委任)	知事 (商工観光労働部)
⑥安土城考古博物館	教育委員会	教育委員会	知事 (文化スポーツ部)
⑦長浜ドーム宿泊研修館	**************************************	教育委員会	教育委員会
⑧図書館	教育委員会		

## 3 改正内容

別紙整理表および新旧対照表のとおり

- ・2で教育委員会から知事部局に事務が移管するため、教育委員会所管規則等の文言修正 (主に文化財関係の内容を削除する)を行う。
- ・一括で廃止する規則については、知事部局において新規制定される。

### 4 施行日

•令和2年4月1日

NO.	例規名	区分	改正箇所	
68	滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委 任する規則		第2条(11)県指定等の文化財の指定、選択、選定および削除に 関すること。 削除	
69	滋賀県教育委員会表彰規則		第2条 (7)文化財の保存および活用につとめ、その業績顕著なもの 削除	
70	滋賀県教育財産管理規則		第2条(1) 削除 「青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例」 「希望ヶ丘野外活動センターの設置および管理に関する条例」 「安土城考古博物館の設置および管理に関する条例」 「近代美術館条例」 「男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」 「琵琶湖博物館の設置及び管理に関する条例」 削除	
71	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例 施行規則等を廃止する規則	規	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則 滋賀県立近代美術館管理規則 滋賀県琵琶湖博物館管理運営規則 滋賀県立男女共同参画センターの管理 運営に関する規則 滋賀県文化財保護条例施行規則 滋賀県出土文化財管理規則 滋賀県銃砲刀類登録審査委員の定数等を定める規則 滋賀県安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則 滋賀県安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則 滋賀県埋蔵文化財センター設置規則 滋賀県埋蔵文化財センターの設置および管理に関する条例施行規則	
72	滋賀県教育委員会事務局非常警備規程	訓	第4条 表 警備第7班 文化財保護課長 削除	
94	滋賀県教育委員会同和教育推進本部設置規程	н/ч	別表(第2条関係) 「文化財保護課長」削除	

新

### 第1条 省略

(事務の委任)

- 第2条 教育委員会は、次の事項を除き、その権限に属する事務を教育 長に委任する。
  - (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。
  - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定または改廃 に関すること。
  - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。
  - (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。
  - (6) 市町に対する是正の要求、勧告および指示に関すること。
  - (7) 教育委員会の附属機関の委員の任免に関すること。
  - (8) 教育委員会表彰に関すること。
  - (9) 教育委員会に対する審査請求に係る裁決に関すること。
  - (10) 県立学校の入学者の選抜および選考に関する基本方針に関する

### 第1条 省略

(事務の委任)

- 第2条 教育委員会は、次の事項を除き、その権限に属する事務を教育 長に委任する。
- (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定または改廃 に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。
- (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機 関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。
- (6) 市町に対する是正の要求、勧告および指示に関すること。
- (7) 教育委員会の附属機関の委員の任免に関すること。
- (8) 教育委員会表彰に関すること。
- (9) 教育委員会に対する審査請求に係る裁決に関すること。
- (10) 県立学校の入学者の選抜および選考に関する基本方針に関する

こと。

- (11) 県指定等文化財の指定、選択、選定および解除に関すること。
- (12) 法令に基づき、教育委員会に対して行われた意見の聴取または協議の事項に対する措置の決定に関すること。
- (13) 重要な諮問事項および建議ならびに答申に対する措置方針に関すること。
- (14) 重要な請願および陳情の処理方針に関すること。

第3条以下 省略

こと。

### (削除)

- (11) 法令に基づき、教育委員会に対して行われた意見の聴取または協議の事項に対する措置の決定に関すること。
- (12) 重要な諮問事項および建議ならびに答申に対する措置方針に関すること。
- (13) 重要な請願および陳情の処理方針に関すること。

第3条以下 省略